



日田市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 経営管理課
措置の内容 : 別紙のとおり

令和4年1月25日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【経営管理課】</p> <p>○公営企業会計の支払いの事務処理について</p> <p>地方公営企業は、地方公営企業法第3条「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則に鑑み、能率的な運営のため、一般会計等と比較し、予算の執行について弾力性が与えられている。</p> <p>日田市会計規則では、第41条第1項及び別表第1の(3)において、支出命令のとき支出負担行為の整理を行うことができる経費として、支出負担行為兼支出命令書で支出可能な経費を、また、同規則第43条及び別表第1の(2)において、支出負担行為の整理時期を規定している。</p> <p>日田市水道事業及び下水道事業会計規程第101条では、「会計及び契約に関する事務処理については、この規程に定めるもののほか、日田市会計規則、日田市契約規則及び日田市小規模工事請負契約規則を準用する」と規定しているが、上下水道局では、独自に支出負担行為兼支出命令書で支出可能な経費の規定の運用をしているものがあり、その独自の運用は、どのような基準に基づくものなのか所見を伺う。</p>	<p>【経営管理課】</p> <p>公営企業会計の支払いの事務では、日田市会計規則を準用し、同規則第41条第1項及び別表第1の(3)において規定される経費について、支出負担行為兼支出命令書に相当する支出負担行為兼支出調書によることとされておりますが、これまでの実務のなかで、一部、上下水道局独自の運用を行っているところでございます。</p> <p>この支払いの事務処理につきましては、令和3年度末までに、日田市水道事業及び下水道事業会計規程の改正の必要性も含め見直しについて検討を行い、適正化を図ります。</p>